



2022年5月6日

各位

会社名 株式会社 中広
代表者名 代表取締役社長 中島 永次
(コード番号 2139:東証スタンダード・名証プレミア)
問合せ先 取締役管理本部長 倉橋 誠一郎
(TEL 058-247-2511)
(URL <https://www.chuco.co.jp/>)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月開催予定の当社第44回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社事業の現状に即して事業内容をより明確化するとともに、今後の事業展開に備えるため、第2条(目的)の変更を行うものです。
- (2) 社会のデジタル化の進展等を踏まえ、遠隔地の株主様を含む多くの株主様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化を図るとともに、感染症や自然災害等の大規模災害対策として、将来的に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(令和3年法律第70号)」に基づき、場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)を開催することができるよう、所定の変更を行うものです。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会参考書類等の電子提供措置が認められたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるとともに、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。また、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(変更前定款第18条)は不要となるため、これを削除するものです。

2. 定款変更の内容

変更内容は次のとおりです。

(下線部が変更箇所)

変更前定款	変更案
第1条 (条文省略)	第1条 (条文省略)
第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 生活情報誌の出版・頒布及び各種情報の提供 2. フランチャイズシステムによる生活情報誌の出版・頒布及び各種情報の提供 3. 前号に伴う加盟店への経営指導、情報処理、情報提供に関する業務及び加盟店募集 4. 商標権、著作権、著作隣接権、意匠権、肖像権、出版権、特許権、実用新案権その他の知的財産権の取得・利用・開発及び管理、	第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1. ~9. 現行どおり)

<p>使用許諾及び販売に関する業務</p> <p>5. 広告代理店業</p> <p>6. 印刷及び出版に関する業務</p> <p>7. 音楽、演芸、演劇、スポーツ等の興行の請負及び仲介、斡旋業務</p> <p>8. 損害保険代理業</p> <p>9. 労働者派遣事業</p> <p>10. <u>ニューメディアに関するコンピューターソフトの開発及び販売</u></p> <p>11. 通信販売業</p> <p>12. 放送法による委託放送事業及び受託放送事業</p> <p>13. <u>テレビ、インターネット、ファクシミリ、電話等による通信販売</u></p> <p>14. <u>新聞、雑誌、ダイレクトメール、折込みチラシ等による通信販売</u></p> <p>15. <u>電話による商品紹介、アンケート調査及び電話注文の受付代行</u></p> <p>16. 通信販売商品の卸売</p> <p>17. 配送業務 (新 設) (新 設)</p> <p>18. 前各号に附帯関連する一切の業務</p>	<p>10. コンピューターソフトの開発及び販売 (11. ～12. 現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>13. <u>電話・インターネットによる商品紹介、アンケート調査及び注文の受付代行</u></p> <p>14. <u>通信販売商品の卸売</u></p> <p>15. <u>配送業務</u></p> <p>16. <u>古物営業法に基づく古物商</u></p> <p>17. <u>地方自治法に基づく指定管理者制度による公共施設の運営受託に関する業務</u></p> <p>18. 前各号に附帯関連する一切の業務</p>
<p>第3条～第11条 (条文省略)</p> <p>第12条 (株主総会の招集) 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じ随時これを招集する。 (新 設)</p>	<p>第3条～第11条 (条文省略)</p> <p>第12条 (株主総会の招集) (現行どおり)</p> <p><u>2 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p>
<p>第13条～第17条 (条文省略)</p> <p>第18条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> (新 設)</p>	<p>第13条～第17条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>第18条 (株主総会資料の電子提供) <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

<p>第 19 条～第 44 条 （条文省略）</p> <p>（新 設）</p>	<p>第 19 条～第 44 条 （現行どおり）</p> <p>（附則）</p> <p>1 <u>変更前定款第 18 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第 18 条（株主総会資料の電子提供）の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、2023 年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 18 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>3 <u>本附則は、2023 年 3 月 1 日、または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日、のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
--	--

3. 日程

株主総会開催日	2022 年 6 月 24 日(予定)
定款変更の効力発生日	2022 年 6 月 24 日(予定)

以上